ID:　15

担当部署:　総務部 総務室 総務課

処分の概要	市役所庁舎内駐車場使用料の徴収
例　規　名 根 拠 条 項	芦屋市役所庁舎内駐車場使用料条例　第2条
例 規 番 号	平成2年条例第20号

【根拠条文】

（使用料の額）

第2条　駐車場の使用料の額は、駐車時間が1時間以内は無料とし、1時間を超えるときは、30分までごとに200円とする。

【基準】

根拠条文に同じ。

備考

設 定 年 月 日	平成28年4月1日	**最終変更年月日**	令和5年4月1日